

「明石市養育費立替パイロット事業」について

1 趣旨

養育費は、こどもの健やかな成長に必要な不可欠なものであり、諸外国では、行政が主体となり、養育費確保支援を当たり前に行っている。しかし、我が国では実際に養育費を受け取っている割合は25%に満たない状況である。

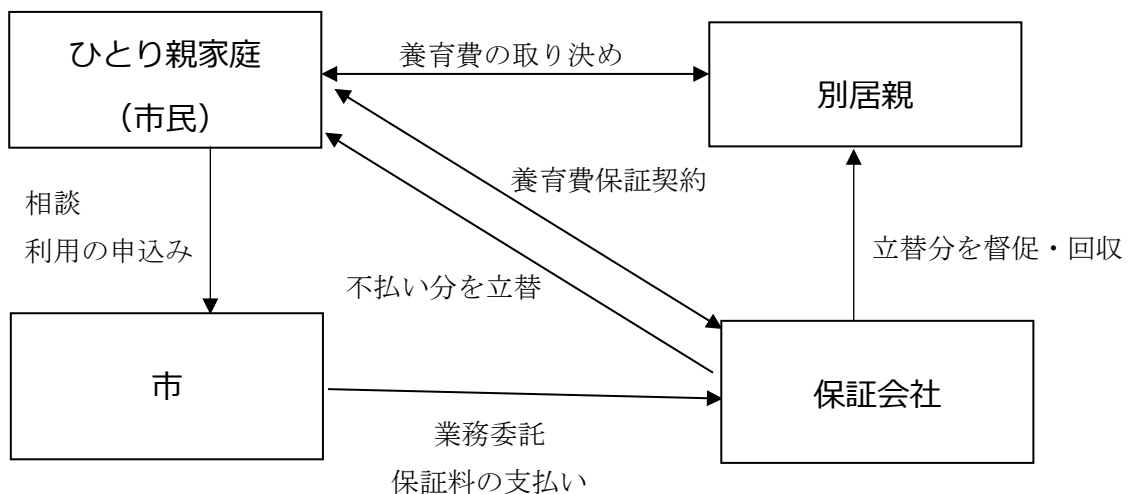
明石市は、離婚前後のこども養育支援に取り組んできたが、このような状況を打開すべく、このたび、官民連携して本事業を試行的に実施することとした。

2 概要

市が業務委託した保証会社が、養育費の取り決めをしたひとり親家庭との間で養育費保証契約を締結する。初回の保証料は、市が負担する（上限5万円）。養育費の不払いがあった場合は、同社がひとり親家庭に対し養育費の不払い分を立て替えて支払い、別居親に対し立替分を督促して回収する。

- ① 保証期間 契約締結日から1年間
(2年目以降は更新料の自己負担により継続可)
- ② 年間保証料 初回：養育費1か月分
更新：養育費0.5か月分
- ③ 保証内容 ひとり親家庭が受け取れなかった月の養育費を保証会社が立て替えて支払う（最大12か月分）
- ④ 保証会社 株式会社イントラスト（総合保証会社・一部上場）
- ⑤ 予算措置 90万円（平成30年度当初予算）

3 イメージ図



4 モニター募集

本事業についてはモニターを募集し、養育費立替の利用前～利用中～利用後の状況を継続的に調査し、養育費確保のための適切な制度設計について検証することとする。

- ① 期間 2018年11月から12月28日まで
(定員に満たない場合、期間後も受け付ける。)
- ② 対象 離婚をして子どもと明石市に居住しているひとり親で、以下のいずれかに該当
 - 【Aグループ】
現に養育費の債務名義(※)を有する者
 - 【Bグループ】
新たに養育費の債務名義(公正証書を除く)を作成する者
- ※ 債務名義
強制執行によって実現されることが予定される請求権の存在、範囲、債権者、債務者を表示した公の文書
例：確定判決、調停調書など
- ③ 定員 18名(Aグループ 6名、Bグループ 12名)
- ④ 費用 無料
- ⑤ 募集 広報あかし11月1日号に掲載する。
- ⑥ 申込 市民相談室
- ⑦ 選考 聞き取りなどにより要件や遵守事項等について確認した上、申込多数時は、公平を期すため、抽選とする。

5 スケジュール

- 2018年11月 モニター募集開始(～12月28日まで受付)
- 2019年1月 モニター決定 業務委託開始
- 2020年12月 業務委託終了(保証申込期間終了)

養育費立替パイロット事業（モデル例）

<既に債務名義あり・養育費5万円/月・養育費の支払いが滞りがち>

受取額…その月にモニターが受け取る額
支払額…その月に支払義務者が支払った額
立替額…その月に保証会社がモニターへ立て替えて支払った額

			受取額	支払額	立替額	(累積額)
2018	11	モニター申込み				
	12					
2019	1	モニター決定・保証申込み	5万円	5万円		
	2		5万円	5万円		
	3	初回年間保証料(養育費1か月分=5万円)は市が負担	5万円	5万円		
	4		5万円	不払い	5万円	(5万円)
	5		5万円	不払い	5万円	(10万円)
	6		5万円	不払い	5万円	(15万円)
	7		5万円	不払い	5万円	(20万円)
	8		5万円	不払い	5万円	(25万円)
	9	未払い養育費の支払いあり(こどもの口座・保証会社へそれぞれ5万円ずつ支払った)	5万円	10万円	-5万円	(20万円)
	10		5万円	5万円		(20万円)
	11		5万円	5万円		(20万円)
	12	1年目終了	5万円	5万円		(20万円)
2020	1	保証契約更新(任意)	5万円	5万円		(20万円)
	2		5万円	5万円		(20万円)
	3	2年目の保証料(養育費0.5か月分=2万5千円)は自己負担	5万円	不払い	5万円	(25万円)
	4		5万円	不払い	5万円	(30万円)
	5		5万円	不払い	5万円	(35万円)
	6		5万円	不払い	5万円	(40万円)
	7		5万円	不払い	5万円	(45万円)
	8		5万円	不払い	5万円	(50万円)
	9		5万円	不払い	5万円	(55万円)
	10		5万円	不払い	5万円	(60万円)
	11		0円			
	12	保証契約終了	0円			
2021	1					
	2					
	3					

契約を更新しない場合

保証契約終了

立替額の累積が12か月分(60万円)に達したため立替終了